

施工者各位

三菱地所プロパティマネジメント株式会社  
有楽町営業管理部

館内工事についての注意事項

全ての施工者は当ビル内での工事施工に当たり、作業員並びに在館者、ビルの安全を確保するため、以下の事項に注意して工事するようビル管理者としてお願い致します。

1. 事前協議

- 1) 作業責任者は工事に先立ち、必ず工事図面、作業手順書または養生計画書等を当社の担当者に提出し、十分な打合せを実施願います。
- 2) 床荷重には制限がありますので、重量物の搬出入、据付けの時は予め当社の担当者と打合せ、承認をお取り願います。
- 3) 火気、騒音・振動、粉塵、臭気を伴う作業及び、断水、防災停止、停電等のテナント、在館者やビル基幹設備への影響が大きい作業については、当社の担当者と事前に協議をし、承認をお取り願います。

2. 作業届の提出

- 1) 工事実施に際しては所定の「作業届」を施工3日前（土、日、祝日を含めず）までに一週間毎に当社担当者へ提出願います。火気使用を伴う工事は専用の作業届になります。尚、別に「火気使用工事届」を作業当日に管理室へ提出願います。（作業届、火気使用工事届が提出されていない工事は施工出来ません。）
- 2) 作業届の提出日時は厳守し、内容に変更ある場合は速やかにご連絡願います。
- 3) 作業届には作業責任者の捺印が必要です。
- 4) **作業届裏面の「注意事項」を理解した上で、提出願います。**

3. 一般的注意事項

- 1) 作業責任者は工事開始前にこの注意事項を作業員全員に周知徹底願います。
- 2) 作業連絡体制表、緊急連絡先、非常時体制表等を事前に提出願います。また作業場所に掲示願います。
- 3) 毎日の工事開始前及び終了後、作業責任者は速やかに当ビル管理室に立ち寄りその旨をご連絡願います。  
また、電気、空調衛生設備に関連した工事を行う場合はコントロールセンター（日比谷国際ビル地下5階）にも工事前後にお立ち寄り願います。
- 4) 工事には作業責任者または立会責任者が常時立会い、火災、漏水等の事故、また騒音、粉塵、臭気等のクレームがないようご注意ください。
- 5) 当社の担当者及びビルの管理関係者はいつでも工事現場に立ち入り出来るものとし、その指示には必ず従って頂きます。

- 6) 休憩時間中であっても現場を開扉状態のまま無人にしないよう作業員を配置願います。
- 7) 搬出、搬入する材料等は共用部に放置することは出来ません。速やかに運搬願います。
- 8) 工事時間帯について
  - a. 施工者の在館時間に制限はありません。  
但し、**他テナントや来館者に迷惑を掛ける騒音、振動、粉塵、臭気等の発生する工事は原則としてビル開館時間外に行うようお願い致します。**尚、クレームが発生した場合は直ちに工事を中止して頂きます。
  - b. 地下3階荷捌き所からの搬出、搬入については時間の制限はありません。  
但し、閉館後に出入口シャッター等が閉鎖となりますので夜間の搬出入は外部からの侵入を防ぐため、警備員を配置して頂きます。  
また、歩行者並びに在館者に迷惑のかかるような大物の搬出入については別途にお打合せ頂き、規模、数量を確認した後に搬出入経路、時間帯を決定して頂きます。  
ビル地下3階荷捌き所（車両の高さ制限 2.1m）より貨物用E L Vを使用し、必要な養生を設置の上、搬出入して頂きます。  
1階からの工事資材等の搬入・搬出は原則として不可とさせていただきます。

**当ビル開館時間 平日 8:00~23:00 土 8:00~20:00 日・祝 閉館**

9) 関係法令の遵守

- a. 建築産業廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理願います。
- b. 労働安全衛生法等、工事上の関連法令を遵守願います。

10) その他

- a. 当ビル内・敷地内に施工者用の喫煙場所はありません。
- b. その他不明な点は、当社の担当者にご確認願います。

4. 火災予防上の注意事項

**無火気での施工計画を検討して下さい。止むを得ず使用する場合は注意事項を遵守下さい。**

- (ア) 施工場所には必ず消火器をご用意願います。又、その使用方法を熟知しておくように周知願います。
- (イ) 喫煙は防災シートを敷いた上に吸殻入れを配置した一定の安全な場所で行い、喫煙しながらの作業は禁止します。（協議により承認された場合に限りです。）
- (ウ) 吸殻は工事終業後、注水し安全を確認した上で必ず所定の場所にお捨て願います。
- (エ) 火気を使用する作業を行う場合はビル管理室（防災センター）に申し出ると共に「火気使用工事届」を提出し、火気使用注意看板を受取り、作業場所に掲示願います。尚、作業終業後は管理室に終業報告と共に看板を返却願います。
  - a. 施工会社社員が必ず立会い、開始時・完了時には、管理室に連絡願います。

